

新宿区

交通バリアフリー基本構想

平成17年4月

新宿区

新宿区交通バリアフリー基本構想の策定にあたって

新宿区では、高齢社会の到来やノーマライゼーションの理念の広まりからすべての人が、住み慣れたまちで安全で快適に暮らせることが求められています。そのためには、高齢者・障害者・けが人・妊産婦などを含めた誰もが、公共交通機関をつかった移動をしやすくするための交通バリアフリー化を進める必要があります。

こうしたことから、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、新宿区交通バリアフリー基本構想を策定しました。

この基本構想では、新宿駅周辺地区と高田馬場駅周辺地区を重点整備地区として定めるとともに、その他の地区や今後の取り組みについても区の考え方を示しました。

新宿駅周辺地区では、新宿駅南口基盤整備事業が実施中であり、東西自由通路構想も実現へ向けて動きだしており、日本一の大ターミナルを抱える地区に相応しい姿に変えていく絶好の機会と言えます。また、高田馬場駅周辺地区は、駅施設の規模を上回る相当数の乗降客数があることや様々な障害を持つ方たちが利用することから、非常に優先度が高く重要な地区です。その他の地区においても積極的にバリアフリー化を進めていくことが求められています。

今後、こうした課題解決へ向けて、公共交通事業、道路事業、交通安全事業等が、この基本構想に沿って着実に取り組まれ、バリアフリー化の促進が図られることが期待されます。

私は、この基本構想策定の機会を確実に捉え、今後もバリアフリー化の一層の進展へ向けて継続的に取り組むために、関係事業者や区民・利用者の参画を得ながら協働により、賑わいと魅力にあふれたまち新宿の実現へ向けて積極的に取り組んでまいります。

おわりに、基本構想策定にあたり、アンケート調査や策定協議会、ワークショップ等に熱心にご協力をいただき、貴重なご意見を賜りました関係者の皆様に心から御礼申し上げますとともに、今後とも、基本構想実現へ向けて区民の皆様を始め、関係各位のご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。



平成 17 年 4 月

新宿区長 中山 弘子

目 次

第 1 章．移動円滑化に関する基本的な方針

- 1 交通バリアフリー法の趣旨 …………… 1
- 2 新宿区における基本構想策定の背景と目的 …………… 2
- 3 基本構想の対象 …………… 3
- 4 基本構想策定体制 …………… 4

第 2 章．重点整備地区の選定

- 1 重点整備地区選定の基本方針 …………… 7
- 2 重点整備地区候補の抽出 …………… 9
- 3 整備のプライオリティの検討 …………… 10
- 4 関係事業者の意向調査 …………… 18
- 5 重点整備地区の選定 …………… 21

第 3 章．新宿駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

- 1 基本理念・基本方針 …………… 24
- 2 重点整備地区及び主要な経路 …………… 27
- 3 バリアフリー化の課題と対策の基本的考え方 …………… 28

第 4 章．高田馬場駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

- 1 基本理念・基本方針 …………… 45
- 2 重点整備地区及び主要な経路 …………… 47
- 3 対策の考え方 …………… 49
- 4 具体的な整備内容等 …………… 57

第 5 章．重点整備地区以外の対応

- 1 重点整備地区以外の対応に関する基本方針 …………… 60
- 2 関係機関別対応方針 …………… 60

第 6 章．今後の取り組み

- 1 基本構想の策定を通じた今後の主な課題 …………… 62
 - (1) 新宿駅周辺地区 …………… 62
 - (2) 高田馬場駅周辺地区 …………… 62
 - (3) 重点整備地区以外の地区 …………… 63
 - (4) 新宿区全体 …………… 63
- 2 基本構想の実現化に向けた体制について …………… 64
- 3 今後のスケジュール …………… 66

付属資料（別途目次参照）